

抗原簡易キット配布申込のご案内

(抗原簡易キットを活用した陽性者の早期発見促進事業)

飯山市民生部保健福祉課

従来より、感染症の早期発見のために、配布を行っていますが、新たな変異株の発生にも対応するため、配布対象者の要件を拡充し、より一層の早期発見・感染拡大防止の対策を図ります。

なお、症状がある場合に速やかに医療機関を受診することが基本している方針については、変更ありません。

1 目的

軽症時など受診に迷う場合、受診遅れとなる場合もあるため、各家庭において抗原簡易キットを積極的に活用していただき、感染の早期発見、通勤や通学を控える等の行動変容、医療機関受診行動の促進を図ります。

2 配布対象者

(1) 【対象者】

- 飯山市内の居住者
- 飯山市内の事業所に勤務する者 **(追加)**

(2) 【要件】 **(対象地域及び来訪者の対応等内容拡充)**

- 仕事や受験、冠婚葬祭、出産、介護、帰省等のやむを得ない理由により、県外又は県内の感染拡大地域との往来が必要な方
- 仕事上、または時節柄、県外及び県内の感染拡大地域からの訪問者と接触の機会が多くあり、配布を希望する者又はその家族

(3) 【期間】

- 令和4年3月末までに
(変更後) 終わり次第終了とします。

3 抗原簡易キットの使用場面

微熱やのどの違和感などの軽微な症状がある等、医療機関受診に迷う場合

※風邪の症状や発熱等がある場合は、速やかに医療機関を受診してください。

4 抗原簡易キット配布の申込方法

抗原簡易キットの配布を希望する場合は、本案内の注意事項をお読みいただき、下記の方法でお申し込みください。

○申し込み方法

電子申請、保健福祉課窓口

郵送（〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1 保健福祉課健康増進係 宛）



電子申請の
ページへ

○配布希望可能数（上限）

抗原簡易キットは、1人2個（同居家族の分も申し込む場合、同居世帯員数×2個）とします。

5 抗原簡易キットの使用方法

- 各自、家庭において、綿棒で鼻腔をぬぐって検体を採取し、配布する抗原簡易キットで検査を行います。
- 抗原簡易キットの使用までの間は、反応カセットの入ったアルミ袋は開封せず、直射日光を避け、1～30℃で保管してください。また、幼児の手の届かない場所に保管してください。
- 使用にあたっては、必ず、抗原簡易キットと一緒にお渡しするチラシ「抗原簡易キットの使用方法」及びメーカーのホームページに掲載されている使用方法の動画を確認し、正しい方法で検体採取、検査を実施してください。
- 使用済みの抗原簡易キットは、陰性の場合はビニール袋に入れた上で、「燃えるゴミ」として処分してください。**陽性の場合**は、かかりつけ医（検査の要否を決定します。）地域の身近な医療機関での受診時に、ビニール袋に入れた上でご持参ください。かかりつけ医がない、相談に迷った場合は、北信保健福祉事務所に電話 67-0249（24 時間対応）下さい。

6 注意事項

- ① 今回配布する抗原簡易キットは、「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）」として厚生労働省が承認したもので、発症から 9 日目までは有用とされていますので、微熱やのどの違和感などの軽微な症状がある等、医療機関受診に迷う場合に使用してください。
- ② 無症状の方は使用できません（感染していても結果が陰性となる可能性が高いため）。
- ③ 風邪の症状や発熱等がある場合は、抗原簡易キットの使用に頼らず、速やかに医療機関を受診してください。
- ④ ウィルスの量が少ない場合や、鼻腔から採取した検体の粘度が高い場合、また検査の手順や手技が正しくない場合には、偽陽性（実際は感染していないが陽性となる）や、偽陰性（実際は感染しているが陰性となる）が発生することがありますので、抗原簡易キットの結果のみで感染の有無を判断することはできません。
- ⑤ 陽性の場合は、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話で相談したうえで受診してください。受診する医療機関がわからない場合は、受診・相談センター（保健所）へ相談してください。
- ⑥ 陰性であっても、偽陰性の可能性を考慮し、検査当日は通勤・通学は控え、自宅での待機をお願いします。症状が続いたり強くなってきた場合は、速やかに医療機関を受診してください。なお、抗原簡易キットがもう一つある場合は、翌日に再度検査手順を確認して検査を実施してください。
- ⑦ 検査結果が得られなかった場合（判定不能等）、抗原簡易キットがもう一つある場合は再度検査をお願いします。再度の検査でも判定不能になった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ⑧ 簡易検査キットの使用はあくまで自主的判断であり、検査や結果によって生じた損害については自己責任で対処してください。
- ⑨ 法律に違反するおそれがありますので、抗原簡易キットを希望者本人以外の者に譲り渡したり（無償も含む）使用させたりしないでください。

7 使用実績の報告

検査を実施した場合、翌日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに保健福祉課（67-0727）まで報告をお願いします。

8 問い合わせ先

飯山市保健福祉課健康増進係（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで）

電話：67-0727

電子メール：hoken@city.iiyama.nagano.jp